
令和5年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和5年12月20日(水曜日)

議事日程(第3号)

令和5年12月20日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第9号 周防大島町空家等の適正管理に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第2 議案第10号 周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第3 議案第11号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について(討論・採決)
- 日程第4 議案第12号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第5 議案第13号 周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第6 議案第14号 周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第7 議案第15号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第8 議案第16号 周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第9 議案第17号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第10 議案第18号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について(討論・採決)
- 日程第11 議案第19号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について(討論・採決)
- 日程第12 議案第20号 令和5年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)(質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第21号 令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第4号)(質疑・討論・採決)
- 日程第14 議案第22号 令和5年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)(質疑

- ・ 討論・採決)
- 日程第15 議案第23号 令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第3号) (質疑・
討論・採決)
- 日程第16 議案第24号 令和3年災補災道第2号 町道久賀・土居線 道路災害復旧工事の請
負変更契約の締結について (質疑・討論・採決)
- 日程第17 議員派遣の件について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第9号 周防大島町空家等の適正管理に関する条例の一部改正について (討論
・採決)
- 日程第2 議案第10号 周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費
負担に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 日程第3 議案第11号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について (討
論・採決)
- 日程第4 議案第12号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の
一部改正について (討論・採決)
- 日程第5 議案第13号 周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正につ
いて (討論・採決)
- 日程第6 議案第14号 周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正につ
いて (討論・採決)
- 日程第7 議案第15号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について (討論・採決)
- 日程第8 議案第16号 周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正について (討論・採決)
- 日程第9 議案第17号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について (討
論・採決)
- 日程第10 議案第18号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定につ
いて (討論・採決)
- 日程第11 議案第19号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯
ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について (討
論・採決)
- 日程第12 議案第20号 令和5年度周防大島町一般会計補正予算(第7号) (質疑・討論・採
決)
- 日程第13 議案第21号 令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第4号) (質疑・

討論・採決)

日程第14 議案第22号 令和5年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号) (質疑・討論・採決)

日程第15 議案第23号 令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第3号) (質疑・討論・採決)

日程第16 議案第24号 令和3年災補災道第2号 町道久賀・土居線 道路災害復旧工事の請負変更契約の締結について (質疑・討論・採決)

日程第17 議員派遣の件について

出席議員 (13名)

1番	山中 正樹君	2番	栄本 忠嗣君
3番	白鳥 法子君	4番	竹田 茂伸君
5番	山根 耕治君	6番	岡崎 裕一君
8番	田中 豊文君	9番	新田 健介君
10番	吉村 忍君	11番	尾元 武君
12番	小田 貞利君	13番	久保 雅己君
14番	荒川 政義君		

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	大川 博君	議事課長	池永祐美子君
書記	浜元 信之君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 浄孝君	副町長	岡村 春雄君
教育長	星野 朋啓君	病院事業管理者	石原 得博君
総務部長	中元 辰也君	産業建設環境部長	瀬川 洋介君
健康福祉部長	重富 孝雄君	上下水道部長	山本 正和君
統括総合支所長	岡本 義雄君		

会計管理者兼会計課長 江本 達志君
教育次長 木谷 学君 病院事業局総務部長 ... 山中 茂雄君
総務課長 梅木 義弘君 財務課長 岡原 伸二君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 議案第9号

日程第2. 議案第10号

日程第3. 議案第11号

日程第4. 議案第12号

日程第5. 議案第13号

日程第6. 議案第14号

日程第7. 議案第15号

日程第8. 議案第16号

日程第9. 議案第17号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第9号周防大島町空家等の適正管理に関する条例の一部改正についてから、日程第9、議案第17号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてまでの9議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、本会期初日に全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号周防大島町空家等の適正管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第11号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第12号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第13号周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第14号周防大島町会計年度任用職員の給与等に関

する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第15号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第15号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第16号、討論はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議案第16号周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本議案は施策の是非を問うものではないということは十分承知をしておりますが、一昨日、定住対策についての一般質問をさせていただいたばかりでありますので、あえて今回は申し上げさせていただきます。

この周防大島町若者定住促進住宅明新住宅につきましては、子育て世代の町外転出抑制に大きく寄与していると考えられます。既に8家族が生まれ、1つの新しいコミュニティが形成され、子供の人数も増加し、中学校統合議論についても影響を与えるほどになっております。

また、今回の抽せんに当たることを期待しまして、現在、町外へ転出しようとしていることを踏みとどまっている御家族がいることも事実であります。

この子育て世代の多くは自身の両親の実家があるため、将来的にはその実家が空いたときにその実家に戻るため、自らが新築住宅や中古住宅を購入することを考えていない方も多くいらっしゃいます。このような住宅施策が、子育て世代にとってとても重要になっていると考えます。

以上のことを私の賛成理由といたします。議員各位におかれましては御賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第16号周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改

正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はございませんか。（「多いね、今日は」と呼ぶ者あり）竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） おはようございます。議案第17号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

少子高齢化が進行する中、人口定住などを考慮すると、産婦人科をという話は悪い話ではございません。異論はございませんが、なぜ大島病院に決めたのかという疑問を感じており、反対の意見を述べさせていただきます。

反対の理由は4点ございます。

1点目、産科は年間出生数が推定40名ぐらいだと予測しており、それだけで考えれば、大島地区には患者が多いかもしれませんが、婦人科の患者を考慮すると、人口比率的に久賀地区、橘地区、東和地区の3地区合計のほうが圧倒的に多いと思われまます。ニーズと持続的な経営を考えるとすれば、大島地区以外ではないでしょうか。大所高所の視点での設置が必要と考えます。

2点目でございます。運転免許証返納等で病院にかかりにくい患者が増えていく中、町内の病院の課題でニーズの優先順位が高いのは内科ではないでしょうか。子供を抱える若い世代の方には小児科のほうがよいと思います。

3点目、産婦人科の医師は週に1回周東総合病院から来られると聞いております。1,560万円を企業債で補正し、1,559万7,000円の建設改良費が計上されていますが、機器購入、医師・看護師等の人件費との採算が見合うのでしょうか。

4点目、今までに何度も申し上げてきておりますが、病院が患者を決めるのではなく、患者が病院を決めます。町民の目線は、特に健診弱者目線として、町内の患者全体を見た公正公平な配置です。看護師の不足による要員問題や医師の高齢化、医療負担などを総合的に考慮すると、まずは健全財政と公平な医療だと考えます。

以上のことから、先ほども申し上げましたが、産婦人科の設置には反対ではありませんが、設置箇所の再考を要望いたします。

以上4点を指摘させていただいたうえで、議案第17号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について反対討論とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、この議案、現在、病院事業局では周防大島町病院事業経営強化プランを策定しスリム化を図ろうとしている中で、私にとっては唐突な話でしたので、受け止めにかなり戸惑いました。

先日、可決された補正予算では、妊婦健診等に必要な医療機器の購入に1,560万円を計上されていました。こちら5年の減価償却とのことでしたので、年間に換算すると約300万円、また医師や助産師等の人件費等を考えると、少なくとも恐らく年間700万円以上はかかると推測します。

本年度から柳井広域医療圏で唯一の出産ができる病院、周東総合病院の体制を維持していくために、柳井広域医療圏1市4町が財政的支援の拡充も行っています。

今回上程された条例改正にかかる施策は、現在、子供を産もうとされている方々だけではなく、10年後も柳井広域医療圏で安心して出産、子育てができる環境を守るための長期的視野に立ったものであると私は受け止めまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和5年第4回定例会初日の議案説明と質疑の内容を整理すると、来年度から大島病院に週1回半日産婦人科の外来を開設する、医師は周東総合病院からの派遣、大島病院を3つの病院の中で選定した理由は、看護師等のスタッフ体制が確保できるから、健診は妊婦健診のほか子宮がん検診が可能になる。ただ、妊婦健診自体の需要はあるが、本町の出生数は年間40人を切っており、大きな需要は見込めず、不採算になることは織り込み済みだが、周産期医療は国の交付金等が上乘せされるので、それを充てにするとのことでした。

賛成ではありますが、産婦人科外来の開設に向けて課題と考える点が幾つかありますので、述べさせていただきます。

まず、周産期医療と子宮がん検診以外の婦人科診療もしっかり行っていただくことです。本町は人口の半分以上が女性です。妊婦さんは年間40人といっても、婦人科系の悩みを持つ女性は相当数いらっしゃるはずで、思春期の生理の相談、ピルの処方、子宮筋腫などの相談、不妊治療、更年期の相談などにもしっかり対応していただけると、これまで受診に至らなかった方々にも受診のきっかけになると考えます。

次に、産婦人科について、大島病院と周東総合病院のPRを連携して行うことです。ここ数年、周防大島町民の周東総合病院での分娩数は減少しております。人員体制の課題があったと伺っておりますが、昨年度、出産の受入れが一時中止されたということもあったためか、大幅に減少しております。

関係各所の御尽力と、柳井広域医療圏の1市4町からも財政支援を拡充し、幸い産婦人科医師が確保され、出産の受入れも無事再開されております。しかし、現在のところ、以前の利用者数まで戻っていないようです。大島病院での週1回の外来受診とあわせ、周東総合病院のPRもセットで行っていく必要があると考えます。

また、産婦人科開設に向けた準備段階では、女性の視点を中心に据えていただきたいと思います。今回、採決されたとしまして、開設まであと3か月しかありません。残念ながら、この場に

は女性は少なく、私も出産経験はありません。これから開設に向けた具体的な準備にはぜひ、当事者となる女性の視点を中心に据えていただき、子育て担当部局としっかり連携して、女性目線で通いたくなる産婦人科外来の開設に向けた準備を求めます。

今回開設されたとしても、数年で閉じるようなことがあってはならないと考えます。本町の病院になくてはならない部門になるよう、しっかり運営をしていっていただく覚悟と努力を求めます。

また、最後になりますが、今回の議案について、子育て世代の女性たちに多くお話を伺いました。その方々からは、産婦人科にまして小児科、特に緊急時に対応いただける小児科を近隣で確保いただくことを切に望む声が多数聞かれます。

子育てしやすい環境整備に向けて、小児科の緊急対応をいただける体制確保にも、より一層力を入れて取り組んでいただきたい。

以上、今後の課題について指摘と要望をして、賛成討論とします。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議案第17号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

反対、賛成それぞれ出ました。それぞれの思い、すごく分かります。私の立場、私の思いの中からの賛成討論をさせていただきます。

一昨日の全員協議会におきまして、周防大島町病院事業経営強化プラン（素案）の説明がありましたが、それはそれはとても厳しいものでありました。病棟の休棟などの一方で、この産婦人科の開設が大きな可能性を込めた第一歩となるというふうに私は感じております。

産婦人科といいますと、妊娠・出産関連のことばかり想像してしまいましたが、当然婦人科の外来も見込めるわけであります。しかも大島病院は現在も1割程度町外からの患者が受診されているということもあり、さらに町外からの患者が増えることも見込まれます。

さらに産婦人科とセットである小児科の開設についても、将来見込めるのではないかというふうに期待をしております。

また、一昨日の令和5年第4回定例会一般質問でも申し上げましたが、藤本町長が就任時に発言されました、今住んでおられる全ての世代の皆様が住みやすい、住み続けたいという思いを持ってもらえる持続可能な地域づくり、町内の方に今後も町内に住み続けていただくための施策、まさにこの産婦人科の開設もこの施策のうちの1つであると考えます。

令和5年第4回定例会初日に審議されました令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算

(第2号)では、この産婦人科に関わること以外の予算も含まれておりましたので、賛否の判断が難しかったこととは存じますけれども、本議案はあくまでも大島病院に産婦人科を開設することについての賛否を問うものであると私は承知をしております。

議員各位におかれましては御理解いただきまして、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(荒川 政義君) ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第17号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第18号

日程第11. 議案第19号

○議長(荒川 政義君) 日程第10、議案第18号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定についてから、日程第11、議案第19号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、本会期初日に全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第18号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第18号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第19号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について、原

案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第20号

日程第13. 議案第21号

日程第14. 議案第22号

日程第15. 議案第23号

○議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第20号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）から、日程第15、議案第23号令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）までの4議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第20号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）につきまして補足説明をいたします。

今回の補正予算は、国の令和5年度補正予算（第1号）が成立し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されることとなり、この交付金を財源として低所得世帯や自治会等を支援する物価高騰対応事業に要する経費のほか、地方交付税の追加交付に伴う補正でございます。

また、令和5年第2回定例会6月補正で計上いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にかかる追加の事業経費も計上いたしております。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に3億7,405万6,000円を追加し、予算の総額を166億1,077万4,000円とするものでございます。

その概要につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

10款1項1目地方交付税は、普通交付税の追加交付に伴い7,323万5,000円を追加計上いたしております。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億4,534万9,000円を計上しております。

交付金の充当事業につきましては、低所得世帯支援枠分として、住民税均等割非課税世帯等に対し給付金を給付する事業に1億8,468万7,000円を、推奨事業メニュー分として、自治会活動を支援するため自治会振興奨励金を上乘せ給付する事業と、水道使用料の基本料金減免を

行う水道事業特別会計等への繰出金に6,066万2,000円を充当しております。

また、18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は5,547万2,000円を取り崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行うものでございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費の基金管理経費は、普通交付税の追加交付額7,323万5,000円のうち、臨時財政対策債償還費の前倒し措置対応分3,478万4,000円を減債基金積立金に計上いたしております。

9目地域振興費の自治会活動支援事業費（物価高騰対応）は、自治会振興奨励金（物価高騰対応）の上乗せ給付として4,174万円の計上でございます。

エネルギー価格等の高騰は、各世帯の負担増に加え、自治会が管理する防犯灯や集会施設等の電気料金高騰など自治会運営にも影響を与えていることなどから、各自治会に対し自治会振興奨励金を均等割1万円、世帯割5,000円を上乗せ給付し、自治会活動の活性化を促すとともに、自治会が行う各世帯への支援を応援するものでございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の重点支援給付金事業（物価高騰対応）は、2億5,430万7,000円を計上いたしております。

この事業は、物価高騰の影響が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、基準日の令和5年12月1日に本町に住民登録があり、令和5年度住民税均等割非課税世帯に対し、1世帯あたり7万円の給付金を、また、家計急変世帯分として、収入の減少等により住民税非課税世帯と同様の状況にある世帯に対しましても、1世帯あたり7万円の給付金を給付することとしております。

11ページをお願いいたします。

6款1項商工費3目観光費の公共施設管理維持体制強化事業（新型コロナウイルス対策）は、電気料金の高騰等により事業経費が増大している指定管理施設の周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設、竜崎温泉ちどり、道の駅サザンセトとうわ（総合交流ターミナル）に対し、持続化支援金を給付するため630万円を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費の学校教育一般経費（新型コロナウイルス対策）は、物価高騰による保護者負担の軽減を図るため、保護者が負担している小中学校での教材費等の一部を支援するための補助金693万5,000円の計上でございます。

4項社会教育費1目社会教育総務費の公共施設管理維持体制強化事業（新型コロナウイルス対策）は、電気料金の高騰等により事業経費が増大している指定管理施設の周防大島町総合体育館・周防大島町陸上競技場に対し、公共施設維持体制持続化支援金を給付するための50万円を

計上いたしております。

1 2 款諸支出金 1 項 1 目繰出金の他会計繰出金につきまして、公営企業局の電気料金の高騰対策支援として、病院事業特別会計繰出金（物価高騰対応）に 5 5 0 万円、下水道事業特別会計繰出金（物価高騰対応）に 1 7 0 万円を計上しております。

また、水道事業特別会計繰出金（物価高騰対応）として水道使用料の基本料金を 1 期分減免する費用等に対する繰出金 2, 2 2 9 万円を計上いたしております。

以上が、議案第 2 0 号令和 5 年度周防大島町一般会計補正予算（第 7 号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 議案第 2 1 号令和 5 年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして補足説明をいたします。

お手元の補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条は総則です。

第 2 条の収益的収入及び支出では、予算第 3 条の既定の収入額を 6 3 万 3, 0 0 0 円増額し、8 億 8, 7 7 6 万 6, 0 0 0 円とするとともに、既定の支出額を 6 3 万 3, 0 0 0 円増額し、8 億 3, 0 2 7 万円とするものです。

その概要につきまして御説明をいたします。

2 ページをお願いいたします。

コロナ禍に端を発する物価高騰が依然として町民の生活に影響を及ぼしていることへの支援の一環として、昨年度に引き続き、国の臨時交付金を活用し、水道料金の一部を減免する事業を実施いたします。

この事業実施にあたり、収入につきましては、1 項営業収益 1 目給水収益 1 節水道料金を 2, 1 6 5 万 7, 0 0 0 円減額するとともに、2 項営業外収益 2 目他会計補助金 1 節一般会計繰入金において、水道料金減免分及び水道料金減免にかかる事務経費等をあわせた 2, 2 2 9 万円を増額し、水道事業収益としては 6 3 万 3, 0 0 0 円の増額を計上しております。

支出におきましては、1 項営業費用 3 目総係費 1 8 節委託料におきまして、水道料金減免事業の実施にあたり必要なシステム改修や料金算定、減免該当者への周知にかかる作業の委託料として 6 3 万 3, 0 0 0 円を増額計上しております。

なお、3 ページ以降には附属資料を添付してございます。

以上が、議案第 2 1 号令和 5 年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の概要でござ

ございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第22号令和5年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をいたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入及び支出にそれぞれ170万円を追加し、収入合計を11億8,766万4,000円、支出合計を10億6,160万5,000円とするものです。

その概要につきまして御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

収益的収入では、1款下水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金1節他会計補助金につきまして、一般会計から電気価格の高騰等に対応した支援金として170万円の繰入金を計上しております。

収益的支出では、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費20節の動力費につきまして、電気料金の支出科目となりますが、先ほどの繰入金の170万円と同額を計上しております。

1ページに戻っていただきまして、第3条の他会計からの補助金では、予算第9条の本文中の補助金合計額につきまして、既定の合計額に170万円を追加し、4億2,051万5,000円とするものです。

なお、3ページ以降に附属資料を添付しております。

以上が、議案第22号令和5年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第23号令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をいたします。

この予算は、一般会計から電気価格の高騰等に対応した支援金を繰り入れるため補正するものです。

第1条は総則でございます。

第2条の収益的収入及び支出では、収入につきまして、他会計補助金の増額により収入合計で550万円を増額補正し、51億1,429万2,000円としております。

2ページをお願いします。

第3条の他会計からの補助金につきましては、一般会計から電気価格の高騰等に対応した支援金を繰り入れるため、収入合計で550万円を増額補正し、13億2,481万8,000円としております。

附属資料といたしまして、3ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第23号令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第20号、質疑はございせんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）について質問がございます。

議案第20号の参考資料の一覧をSide Booksに掲載していただいていたので、そちらを見ながら質問させていただきたいと思っております。

教育費の学校教育一般経費、こちらの中で学校教育課の事業概要、保護者が負担している小中学校での教材費等の一部代金を教材費等支援補助金として交付するという事なんですけれども、こちらの算出根拠を教えてくださいということが1点。

また、どういう手続によって誰に交付されるのかということが1点。

また、町外の学校に通っている家庭にも同じ補助があるのかどうか、以上3点について御質問いたします。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 白鳥議員の御質問についてですが、まず、教材費等支援補助金の算出根拠でございますが、この支給金額の設定にあたっては、周防大島町の町立の全小中学校に教材費の内訳等について、まず照会をいたしました。

各学校において徴収金額はまちまちでございました。このため、小学校は低学年、中学年、高学年の別で比較検討をして、中学校はひとくくりとして金額を設定し、その中で一番安価な金額の徴収金について、100円未満は切り捨てて設定をしたというところでございます。

それと、対象となる児童生徒につきましては、周防大島町立小学校及び中学校へ就学している児童生徒を対象と考えております。

それから、支給方法については、これは対象となる保護者から申請・請求書をいただいて、それに対して口座振込の形で支給できればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 自治会活動支援事業費について、均等割1万円、世帯割5,000円ということで4,100万円の予算が計上されていますけれど、御説明では電気料金——物価高騰対策ということで電気料金、電灯料金等が上がっているからということで、自治会活動の活性化に資するという御説明もありましたけれど、ちょっとどういう設計というか、具体的にどうい——この電気料金だけじゃないと思うんですよ、電気料金はごく一部になると思うんですけど、具体的にどういう用途を想定された、制度設計をされたのかを御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

この自治会振興奨励金の用途というか、そういったものについての御質問であったというふうに思っております。

やはり先ほど補足説明で申し上げたとおり、自治会が管理する防犯灯や集会施設の電気料金、これはもちろんでございます。それに対して、例えば自治会の活性化のために自由に用途をある程度柔軟に設定できるように考えております。

例えば自治会の会費とか、それぞれ各自治会で徴収をされているところもあると思います。そういった分に、例えばこの支援枠分を来年度に充てて各個人から来年度の負担分を、徴収しないということも1つの施策であろうかというふうに思っております。

例えば、それぞれ自治会で行う事業に対して、これを基に活性化をしていく取組に対する支援というふうなことも考えております。

やはりある程度自治会が有意義な活用ができるようにと、私どもも考えておりますので、結構幅広い考えでこの予算を計上しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 要するに自治会で自由に使ってくれと、それで間接的に自治会のほうが活性化したらいいなど、町としては主体的に特に設計があるわけじゃないと、限定するものでもないし自由に使ってもらったらいいということなんでしょう、この件は分かりました。

7万円については、これは国の施策ですからしょうがないというか、このまま給付するんですけど、非課税世帯、随分とこれまでもこういった給付金というか支援をしてきて、また非課税世帯かというのが正直な受け止めなんですよ。

物価高騰対策、物価高騰というのは全ての人に共通することで、課税している人も別に余裕があるわけじゃないし、物価高騰の影響を受けているわけで、これは前から申し上げていますが、そこら辺がやっぱり非課税世帯だけじゃなくて、課税世帯にも何らかの、それが水道料金の減免とかそういうところに、後の予算にも反映しているということなんかもしません、今の自治会振

興奨励金も含めてですね。

そういったところに触れてほしかったなという思いはあるんですけど、果たしてそうなのかどうか、課税世帯はもう何の給付も支援も物価高騰に対して支援が必要ないというのであれば、ちょっとそれはどうなのかなと思いますし、どうしても不公平感が生まれてしまうと思いますし、今回の物価高騰対策はそもそもが税収の増加分を還元するという意向があったはずなんで、そうであれば税収が6.6倍、大きく増加している本町は、やっぱり私は独自策としてでも今回の7万円にプラスして、そこら辺の不公平感を払拭できるような事業が必要なんじゃないかな。

今回の予算は今回の予算で、今後そういった対策をしていただけないかなという思いがありますけれど、その辺についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

低所得者以外の課税世帯に対する支援の考えという御質問であったというふうに思っております。

先ほど田中議員の御質問の中にもありましたように、今回、先ほどの自治会振興奨励金、町民の大半が自治会に入っておられるといったところと、水道料金の1期分しかないんですが、その基本料金の減免というのも一応それに該当するものと思っております。

今回、国の施策において低所得者の7万円という事業があります。やはりそういった課税世帯に対しても、国の制度設計において、ある程度施策を講じていただくものではないかというふうに私は思っております。

しかしながら、そういった施策が今現在、町独自での施策ということでございましたので、そこはこういったことができるのか、今後の情勢を見ながら執行部としても広く行き渡るような施策があれば、そこはしっかりと十分に考えていかないといけないというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今後検討していただきたいと思います。今は自治会に入らないという人もいらっしゃいますし、水道は特に、井戸を持っている方は町水道を使われていない方もいらっしゃいますので、そこら辺も含めて不公平感を生まないように、単純な話、税金を納めて、この物価高騰ということであれば、物価は上がっている、苦しいのはみんな一緒なのに、税金を一生懸命納めている人に何の支援策もないというのは、感情的にも公平性という意味からも検討の余地があるんじゃないかと思いますので、今後、検討をよろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 今の田中議員の質問に関連するんですけども、自治会振興奨励金の基準日が令和5年4月1日となっております。

例えば、令和5年4月1日以降に自治会が解散するという事例もないことはないのが現状なんです。こういった場合、令和5年4月1日にあった自治会に対してはこれを給付するという形でお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 吉村議員の御質問でございます。令和5年4月1日以降に解散した場合ということでございますかね、私どもが把握している自治会の中に現在解散をしたというのは私どもも把握はしておりませんので、令和5年4月1日の情報がそのまま支出として、そのまま自治会の数のところには行くというふうに考えております。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時23分休憩

.....

午前10時26分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 吉村議員の御質問にお答えいたします。

自治会の令和5年4月1日の基準というのが、世帯数とかそういったことの基準ということでございます。それ以降に解散等があれば、個別案件として改めて協議をしたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第21号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この対象期とそれを周知する方法を補足していただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） ただいまの田中議員の御質問ですけれども、まず、対象期については偶数月の地区が令和6年2月検針分で、奇数月の地区が令和6年3月検針分ということになります、それぞれ1期ずつで、周知については、一応検針のときに使うハンディの検針器でレシートみたいなのが出ると思うんですけれど、これに――失礼しました。広報で周知を図るということです。申し訳ございません。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、議案第22号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第23号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第20号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）から、議案第23号令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）までの質疑を終結し、これより討論、採決に入ります。

議案第20号、討論はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 議案第20号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど質問をさせていただきましたが、保護者が負担している小中学校での教材費等の一部代金を教材費等支援補助金として交付するというものの、対象者が町立小中学校に通う児童生徒のみが対象となっている部分に疑問を感じるからでございます。

教材費等支援補助金の交付手続を伺いましたところ、保護者からの請求・申請によって口座に交付するというものでございました。こういった手続を踏むのであれば、町外の学校に通う児童生徒の保護者の方々にも同じような手続を踏むことができるかと思えます。

学校教育課としましては、町立の小中学校の児童生徒を対象とすることについては何ら異論はございませんが、町全体の子育て施策を考えるにあたりまして、ほかの担当部局と連携して、同じ年齢の小中学生に対して差のない支援策があるべきだと考えます。

以上によって、特にこちらの学校教育課の部分のみ疑問がございますので、反対討論とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第20号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第21号令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第22号令和5年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第23号令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第24号

○議長（荒川 政義君） 日程第16、議案第24号令和3年災補災道第2号 町道久賀・土居線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第24号令和3年災補災道第2号 町道久賀・土居線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結について補足説明をいたします。

本工事は、令和4年3月4日、有限会社木村建設と請負契約を締結し、債務負担行為を含み3か年度にわたり道路災害の復旧工事を進めているところでございます。

主な工種は、補強土壁工、路体・路床盛土工及びこれにかかる掘削工であります。掘削工において地盤が想定よりも緩く、そのまま掘削を続けるとさらなる崩壊を招く恐れがあったため、

掘削の勾配を6分から8分に変更したことにより、土工や運搬等の数量と費用が増加いたしました。

また、前述の影響により現場内で予定していた掘削土の仮置場がなくなったことや、残土処分の予定であった掘削土を土質試験した結果、盛土工等への再利用が可能と判断されたことを受けて、大量の土砂を大泊の仮置場へ搬出し同仮置場から現場内へ再度搬入するよう変更したことによりまして、運搬距離が長くなり運搬費等が増加いたしました。

その他、測量設計時から工事着手までの間に現場の形状が大きく変化していたと推察され、路体・路床盛土工において盛土材が不足することが判明したため、購入土を追加することといたしました。

これらの変更に伴いまして、工事請負代金を変更することが必要となりましたので、原契約の工事請負金額2億734万5,754円に3,966万2,546円を増額した2億4,700万8,300円で請負変更契約を締結しようとするものであります。

なお、令和6年3月22日としております工事完成期日の変更はございません。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第24号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 確認なんですけど、今の御説明によると、もともとはこの切土の土砂を現場内で仮置きして再利用するものだったが――再利用する予定がなかったということですかね。大泊まで持ち出したけれど、再利用できることになったからまた現場へ戻したと、その運搬費用がかかるという御説明のように受け止めたんですが、それでよろしいのかどうか。もう少し具体的に詳しく、数量も含めて、実際に今切土勾配を変えたという御説明もありましたけれど、その切土勾配を6分から8分に変えたことで、実際に土砂が何立米増えたのか、そこら辺も含めて御説明をお願いします。

それともう1点、この掘削勾配、最初6分で掘削していくが、崩壊して不安定だったから8分に変えたというのは分かるんですが、この図面によると、もともとの6分で最初に下まで掘削してそれで工事をする。6分で掘削をはじめたけれど、崩れてきたので8分で一旦最下部まで掘削して、それで工事をはじめたということでもよろしいのかどうか、あわせて御説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君）　そもそもの残土の取扱いをどうするかということからお話しさせていただきます。

当初の設計では、ここに発生した、崩れていた土砂が、埋め戻し土として再利用できるかどうかは判定ができておりません。当初の設計は、掘削した土量は全て残土処分場で処理をして、新しい購入土で施工するという設計でありました。これは設計時に土質が判定できないからであります。

そのやり方については国の査定でも認められておまして、作業の途中で土質検査をして、使えるようであれば埋め戻し土として使うというのが、まず大きな基本的なこの設計の内容になっています。

それから、掘削勾配を6分から8分の安定勾配として変えたところですが、それに関する土量というのは約1,800立米が増えることになります。ただし、1,800立米増えるんですが、今この変更内容は増えたものもあれば減ったものもあります。その辺の増減をあわせると、この金額の増額ということになっております。

もう1点は、大泊への搬入ですが、議案説明資料綴の3ページになりますが、6分で掘削した場合と8分で掘削した場合の影響線が出ておりますが、6分で掘削した場合、この上に残土を仮置きする場所を想定しておりましたが、6分で掘削した場合にはそこが使えるのですが、8分で掘削した場合にはそこが使えなくなるので、その分を大泊への搬入ということで対処したところでございます。

○議長（荒川 政義君）　田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君）　当初の設計は残土処分、どこか分かりませんが、残土処分して購入土を入れる。それが大泊での仮置きと再利用ということに変わったということで、それで4,000万円増えるんですかね、ちょっとよく分かりませんが。

具体的にその残土処分と購入土の当初の——土量が増えたというのはあるんでしょうけれど、残土処分と購入土による残土の土砂の費用とその変更後に現場から大泊で再利用、現場内再利用する——現場内じゃない、現場外になるんですかね、再利用するというものが、それぞれ何立米で幾らになるのか、大体でいいですから、大まかな数値でいいので、それが4,000万円になるんでしょうけれど、数量と金額を教えてください。

○議長（荒川 政義君）　瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君）　まず、感覚的に大泊へ持っていったものでこれだけ増えるのかという感覚をお持ちだと思います。残土処分場は現場から近いところにありましたので、それを大泊に持っていくことでかなり運搬距離が長くなる。その辺の感覚がちょっと差異が大きいのだと思われます。

残土処分をした場合には運搬距離が短くて済む、残土処分費は要りますけれども、大泊に持つていくことで運搬距離がかなり長くなるということで、その辺の差異が出てきております。

もう1つの御質問の掘削勾配を6分から8分に変更したことによって、先ほど申し上げました1,800立米増えておりますが、これはおよそ900万円の増加になっております。

それから埋め戻し土、いわゆる購入土ですが、先ほど申し上げました当初設計では全部入れ替えるというような設計でしたので、4,800立米でしたが、それが再利用できるということになったために、途中で500立米になっております。

しかし、最終的に埋め戻し土が不足しております。というのが、設計から工事着手までの間に、さらに法面が崩れていた可能性があります。そういったものを含めると、約2,400立米の増加となっております。金額についてはそれが約2,000万円で、そういったものが積み重なった変更契約金額となっております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 最初の質問で御答弁いただいているんですが、そもそもこの掘削勾配を6分で掘削するというのは、最初に一番下部のところまで掘削するのか、この図で見るとそんな感じですが、じゃあ崩壊するから8分にしたんですよと、この6分と8分の間の土砂の数量が増えたんですということなんでしょうけれど、実際の施工はそうじゃないですね。

一旦下まで全部掘削するわけじゃなくって、最初にここの補強盛土の部分をやって、それまではこの6分のところの断面はできていないものでしょうから、実際、取付け道とか下に下りる作業道路ができていますので、この6分の掘削はされていないので、このテールアルメ工法で盛土をしながら徐々に上がってくるということだったと思いますので、そうするとこの断面、6分から8分に変更するというのは、ちょっと現場と設計が違うんじゃないかなと思うんですけど、その辺はこの設計があくまでも施工で必要だったのかどうか、その辺の説明を、なかなか言葉では難しいかもしれませんが、お願いします。

それと、予算対応というのはどうなるのか。もちろん災害復旧費の対象にはなるんでしょうけれど、その辺は今後補正されるのかどうか、その辺も含めて最後に御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、根本的な補強土壁と言われる工法ですが、テールアルメ工法ですので1回全部掘削します。下まで掘削をしてから、下から積み上げていくというのが基本的な工法になっています。

一番下まで掘削するんですが、上から削っていったとき、6分で掘削していったときにぼろぼろと崩れてくるので8分に変えて、一端下まで掘削します。掘削してから下から積み上げていくというのが基本的な工法になっています。

それから、予算の問題ですが、一般的に災害復旧工事というのは非常に増減が出てくる可能性が大きいです。今までの経験からもそうなんです、今回のような増額になる場合もありますけれども、減額になる場合も多々あります。

予算上まだ3,000万円の予算残額がありました。しかし、これが増額することによってその3,000万円でも足りなくなったので、令和5年第4回定例会初日の補正予算で1,900万円ほどを補正させていただいて、これに充てるということで執行をしております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

議案第24号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第24号令和3年災補災道第2号 町道久賀・土居線 道路災害復旧工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議員派遣の件について

○議長（荒川 政義君） 日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思えます。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、決定しました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部議了しました。

これにて、令和5年第4回定例会を閉会いたします。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時51分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 小田 貞利

署名議員 久保 雅己

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員